

別表第3

養成所の設置等計画に係る審査を要しない変更承認申請

学則変更(課程の廃止、修業年限の変更、教育課程の変更又はクラス増を伴わない入所定員の変更)、校舎の各室の用途及び面積の変更又は実習施設の変更承認申請関係書類

提出すべき書類	摘要
変更承認申請書	
1 変更承認申請書(表紙)	様式第1-6
2 変更承認申請の概要	様式5
3 その他	別記参照
添付書類	別記参照
参考資料	別記参照

- (注1) 看護師養成所(3年課程)及び看護師養成所(2年課程)について、両方を設置していたところ一方の課程を廃止する場合においては、石川県看護師等養成所の指定申請等に関する要領1-(3)にかかる課程変更による学則変更を行うものであること。
- (注2) 修業年限の変更は、全日制から定時制又は定時制から全日制への変更をいうこと。
- (注3) 実習施設の変更承認申請は、施設の変更又は追加の場合に加え、また、現による学則変更を行うものであること。